

愛知県避難誘導標識等設置指針

(目的)

第1条 この指針は、被災者、通行者等を避難所及び避難場所へ誘導する避難誘導標識及び津波、浸水等の危険区域を表す標識(以下「避難誘導標識等」という。)について、景観との調和を考慮しつつ、その効果的な設置及び統一化のために必要な基準を設けることにより、県民等がどこにいても災害からの避難を容易、かつ的確に行い、地震・津波・洪水・土砂災害などによる被害を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この愛知県避難誘導標識等設置指針(以下「指針」という。)にいう用語の意味は次に掲げるところによる。

- (1) 禁止地域とは、愛知県屋外広告物条例((指定都市及び中核市にあっては、当該市の屋外広告物条例)以下「条例」という。)に規定する禁止地域をいう。
- (2) 避難所等とは、市町村地域防災計画において指定された指定避難所及び指定緊急避難場所をいう。

(避難誘導標識等の設置)

第3条 避難誘導標識等の設置は、市町村のほか、その設置の促進を図る法人格を有する団体等(以下「団体等」という。)により設置できるものとする。

ただし、団体等が設置した避難誘導標識等も所有者は市町村とする。

- 2 市町村長は、災害に対応した避難所単位等で道路等の公共施設管理者と協議のうえ、「避難誘導標識等設置計画」(以下「設置計画」という。)を策定するものとする。
- 3 団体等が避難誘導標識等を設置する場合は、事前に市町村と協定を締結し、設置場所、維持管理方法等を取り決めるものとする。
- 4 市町村は、条例に定める所定の手続きを行わなければならない。
- 5 道路等に避難誘導標識等を設置する場合は、市町村長が道路管理者等から許可を受けなければならない。
なお、設置者が団体等の場合は、前3項の協定を添付しなければならない。

(避難誘導標識等の維持管理)

第4条 市町村は、美観の維持及び公衆に対する危害を防止するため、適切な維持管理を行うものとする。

- 2 市町村は、避難誘導標識等の設置後、避難所等の廃止又は変更があった場合には、速やかに当該避難誘導標識等の撤去、移設その他必要な措置を取らなければならない。
- 3 市町村は避難誘導標識等の維持管理を第3条の協定に基づき、団体等に委任することができるものとする。

(避難誘導標識等のデザイン等)

第5条 避難誘導標識等に使用する図記号は、次の各号(JISZ8210(案内用図記号)に定めるものと同じ。)によるものとする。

- (1)災害種別の記号には、別図1の図記号を使用すること。
 - (2)避難所等の記号には、別図2の図記号を使用すること。
 - (3)災害が発生する危険のある地域を表す標識には、別図3を使用すること。
- 2 避難誘導標識等のデザイン構成は次の各号(JISZ9098(災害種別避難誘導標識システム)に定めるものと同じ。)によるものとし、各標識を避難所等に至るまでの道のりに一連のものとして設置するものとする。
- (1)注意標識には別図4の例により、災害が発生する危険のある地域であることの情報に記載する。
 - (2)避難情報標識には別図5の例により、避難所等案内、避難経路、及び想定浸水深等、避難に関連した情報を記載する。
 - (3)避難誘導標識には別図6の例により、避難所等までの方向矢印、距離、災害種別記号等を記載する。
 - (4)避難所等標識には別図7の例により、避難所等を表す図記号、災害種別記号、避難所等の名称等を記載する。
- 3 標高表示板のデザイン及び規格は別図8のとおりとし、第5条第2項各号と組み合わせる場合は別図9の例によるものとする。
- 4 避難誘導標識等の標準規格は次の各号によるものとする。
- (1)道路に設置する避難誘導標識等については、別図10を標準とする。
 - (2)道路以外に設置する避難情報標識や避難所等標識等については、別図11を標準とする。
- 5 団体等が避難誘導標識等を設置する場合には、提供者名等を表示できるものとし、提供者名等を表示する部分と避難誘導標識部分は明確に区分するものとする。

なお、設置する場合の提供者名等の表示面積は、別表第1の規定に基づくも

のとし、指定都市及び中核市にあつては当該市の屋外広告物条例の規定によるものとする。

(管理者等の明示)

第6条 市町村は、標識の裏面又は支柱等に管理部署名、連絡先及び設置年月日を明示しなければならない。

(提供者名等の表示付きの避難誘導標識等の留意事項)

第7条 禁止地域において、団体等は提供者名等が表示された避難誘導標識等は原則として設置できないものとする。

2 団体等は提供者名等の表示部分について、条例に定める所定の手続きを行わなければならない。

3 提供者名等の表示部分の設置については、道路管理者等から許可を受けなければならない。

なお、この場合、市町村が提供者名等の表示部分についても管理責任を持つ趣旨の書面を添付するものとする。

(その他)

第8条 本指針に定めのない事項については、一般社団法人日本標識工業会の「災害種別避難誘導標識システム」JISZ9098 防災標識ガイドブック及び「津波避難誘導標識システム」JISZ9097 津波標識ガイドラインによるものとする。

附則

この指針は、平成17年3月31日から施行する。

附則

この指針は、平成18年3月31日から施行する。

附則

この指針は、平成28年12月13日から施行する。

別図1 (災害種別)



JIS Z8210-6.5.1
洪水/内水氾濫



JIS Z8210-6.5.2
土石流



JIS Z8210-6.5.3
津波/高潮



JIS Z8210-6.5.4
崖崩れ・地滑り



JIS Z8210-6.5.5
大規模な火事

別図2 (避難所等)



JIS Z8210-6.1.5
避難所



JISZ 8210-6.1.4
避難場所



JISZ 8210-6.1.6
津波避難場所



JISZ 8210-6.1.7
津波避難ビル

別図3 (災害が発生する危険のある地域)



JIS Z8210-6.3.10
土石流注意



JIS Z8210-6.3.9
津波/高潮注意



JIS Z8210-6.3.11
崖崩れ・地滑り注意

別図4 (注意標識 (※高潮の例))



・高潮注意の図記号 (必須)

・高潮に注意することを記載 (補助表示)

・英語併記の例

別図5 (避難情報標識 (※高潮の例))



別図6 (避難情報標識 (※高潮の例))



- ・方向矢印 (必須)
- ・避難場所までの距離 (方向矢印の直近に配置)
- ・避難場所を表す図記号 (必須)
津波避難場所図記号を用いた例 (津波避難ビルの場合もある。)
- ・災害種別一般図記号 (必須)
当該避難場所に適した災害種類の図記号を記載
- ・避難場所であることを記載 (避難場所の名称記載例)
- ・外国語併記が望ましい (英語併記の例)

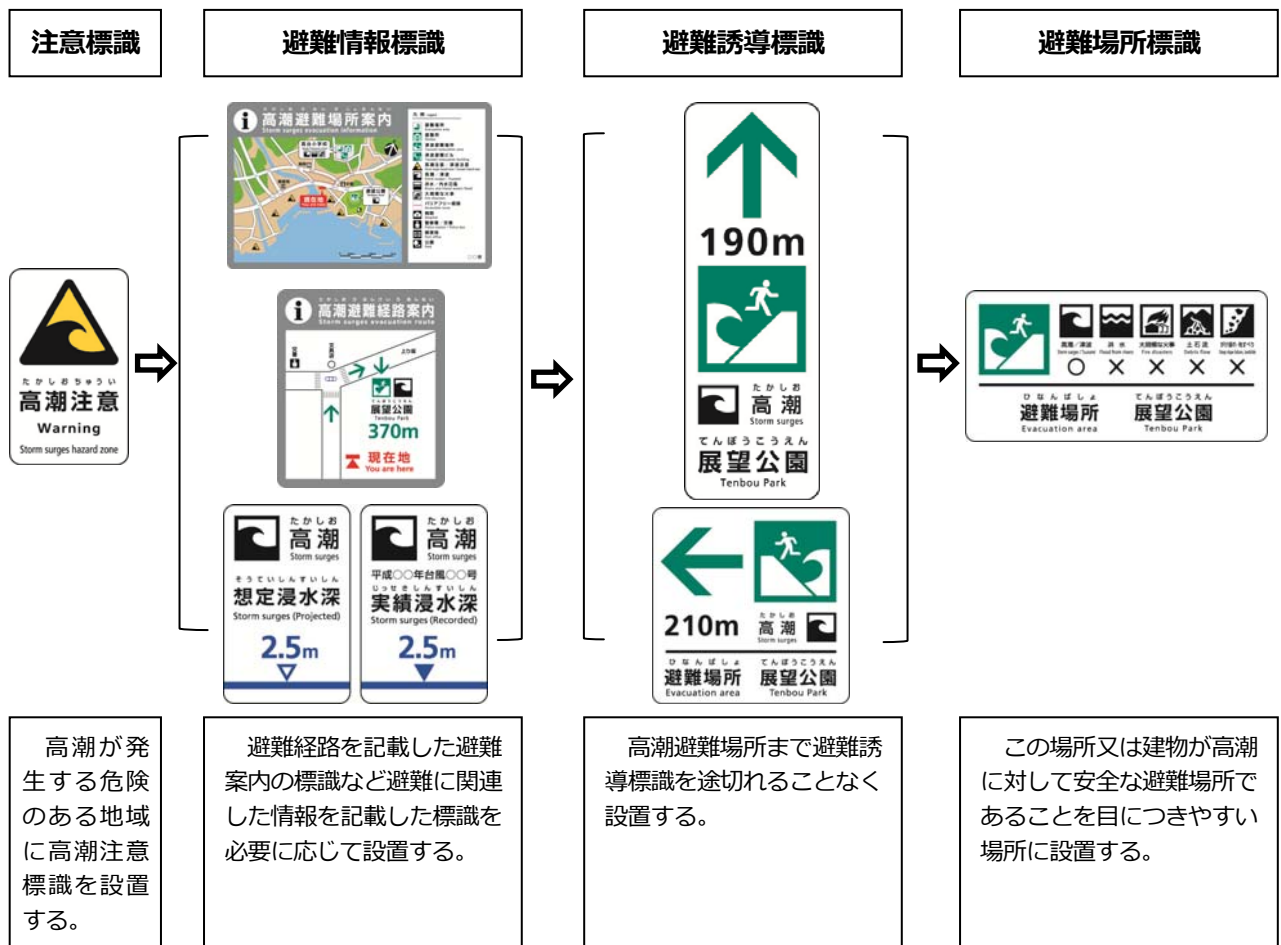
別図7 (避難情報標識 (※高潮の例))



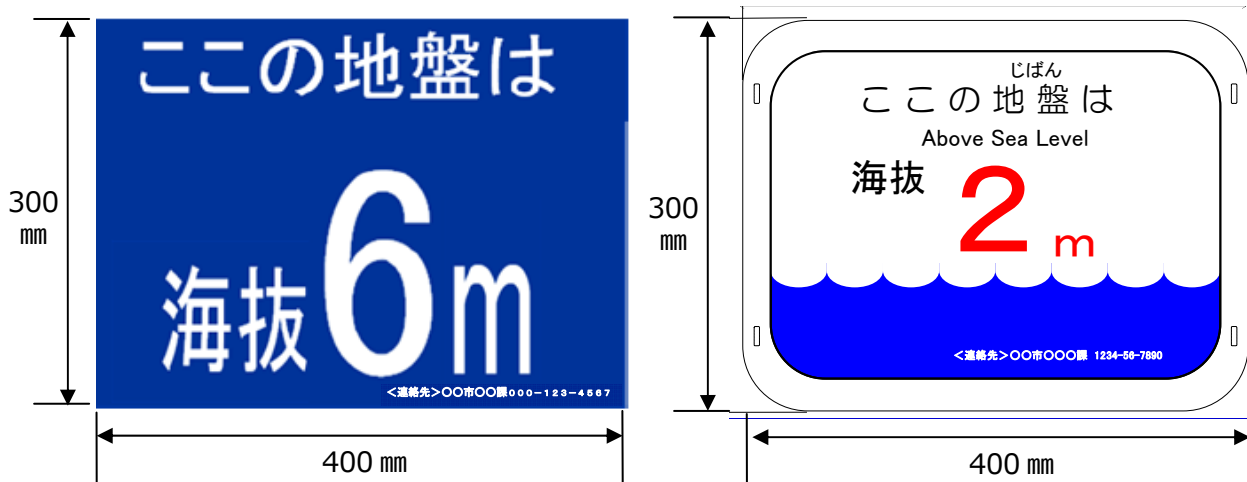
- ・避難場所を表す図記号 (必須)
津波避難場所図記号を用いた例 (津波避難ビルの場合もある。)
- ・災害種別一般図記号 (必須)
- ・適不適表示マーク (適しているものに“○”を、不適には“×”を示す。)
- ・避難場所であることを記載 (避難場所の名称記載例)
- ・外国語併記が望ましい (英語併記の例)

(参考) 避難誘導標識システムの構成図

各標識を避難所等に至るまでの道のりに一連のものとして設置することで、途切れることのない避難誘導を実施。



別図8 (標高表示板)

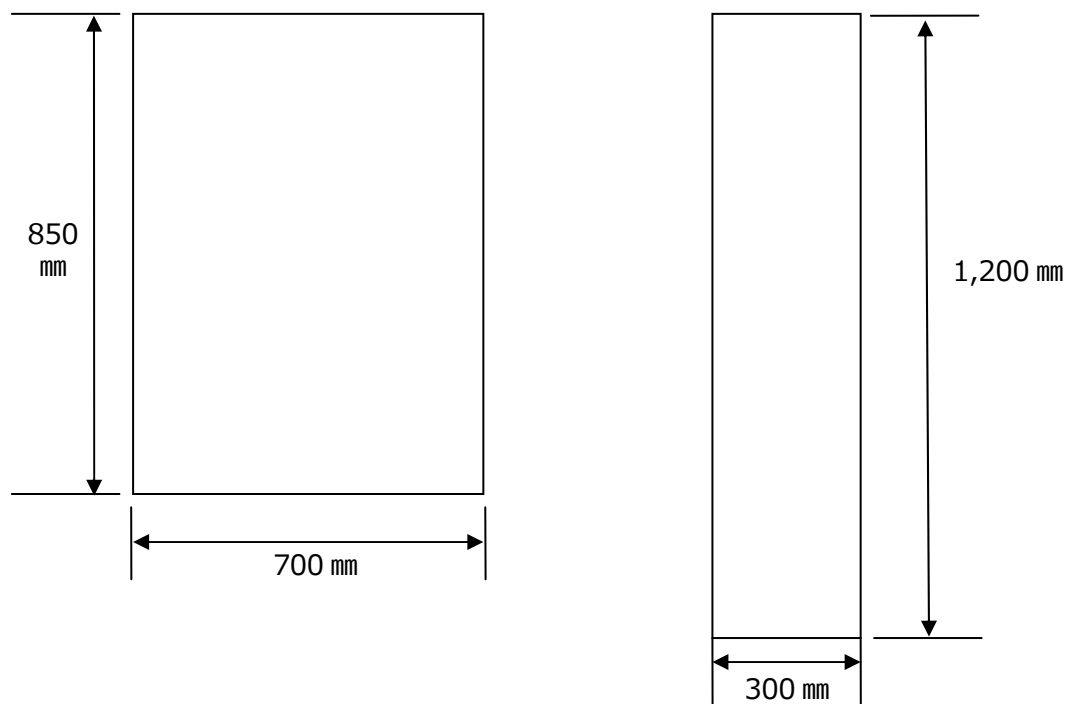


表示する海拔（東京湾平均海面（T. P.）を基準）は整数（小数点以下は四捨五入）とし、表示板の取り付け位置は地面から 1.2m から 1.5mの間の 30cm に設置することを基本とする。なお、別途道路管理者等の判断が必要な場合は、規格等について管理者等と協議するものとする。

別図9 (他の情報と組み合わせて使用する場合)

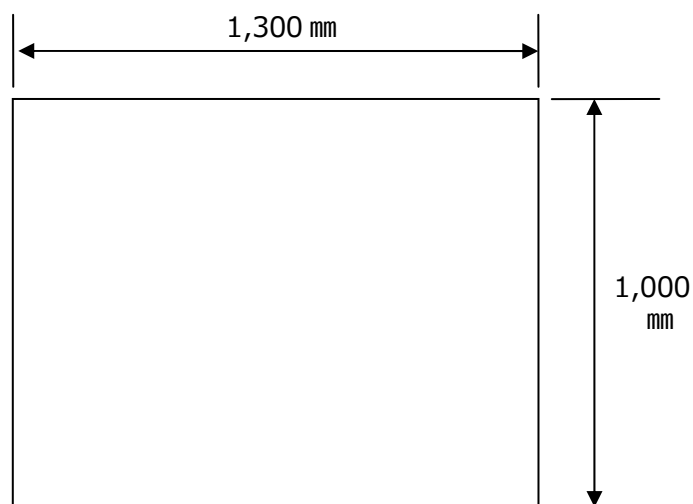


別図 1 0 (道路に設置する避難誘導標識等)



なお、道路管理者ごとに、判断が必要な場合があることから、道路に設置する場合は、規格等については、各道路管理者と協議するものとする。

別図 1 1 (避難案内標識の標準規格)



備考

1 字体はゴシックを使用することを原則とし、文字の大きさ及び色等の詳細は、一般社団法人日本標識工業会の「災害種別避難誘導標識システム」JISZ9098 防災標識ガイドブック及び「津波避難誘導標識システム」JISZ9097 津波標識ガイドラインによるものとする。

2 「避難場所」の外国語表記は以下のとおりである。なお、外国語の表記については、地域の実情に応じ記載する。

- (1) 英語…Evacuation Area (※避難所は Evacuation Shelter)
- (2) ポルトガル語…Local de refugio
- (3) スペイン語…Lugar de refugio
- (4) 中国語…避难场所

別表第 1 提供者名等の表示に関する規格等

提供者名等の表示板大きさ	提供者名等の表示板の大きさは、原則として避難誘導標識部分に提供者名等部分を加えた表示面積の10分の3以下で、かつ、1.5㎡以下で、提供者等一者当たりの名称等を表示する部分の表示面積は0.5㎡以下とする。
文字の大きさ	避難誘導標識等における「地名」表示の文字の大きさ以下とする。
表示内容	「避難誘導標識等」の機能を損なうことのないよう配慮したもの。
色彩	

なお、道路管理者ごとに、判断が必要な場合があることから、道路に設置する場合は、規格等については、各道路管理者と協議するものとする。